

福祉交流センター大規模改修事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	736,109	4,381	538,300	116,330	77,098

※関連課 財務部公共建築課 (電話: 457-2461)

※福祉施設運営事業 施設整備事業 739,980 千円の一部

※財源 (その他) 友愛の福祉基金繰入金 111,965 千円ほか

目的	福祉政策の拠点である福祉交流センターを長期的に活用するため、休館による利用者への影響を最小限に留めたくため、将来的に必要な改修工事を一括実施する。																								
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・開館から 36 年が経過しており、躯体や設備の老朽化が進行している。 ・休館による利用者への影響を最小限に留めるため、今後 10 年間に見込まれる短中期修繕計画工事及び長寿命化工事に要する事業費として、令和 2 年 2 月議会にて債務負担行為を設定した。 ・大規模改修事業に伴う福祉交流センターの休館期間は、令和 3 年 7 月から令和 4 年 7 月を予定している。 																								
事業内容	<p>福祉交流センター大規模改修工事</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 大規模改修工事 655,200 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化大規模改修工事及び短中期修繕計画工事 ・ホール吊り天井落下防止対策工事 ・駐車場整備工事 <p>(2) 仮設事務所の設置 60,075 千円</p> <p>(3) その他 20,834 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設事務所への移転 ・不用品処分 など <p>2 スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>実施設計</td> <td>12 月 ←</td> <td>→ 9 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工事</td> <td></td> <td>3 月 ←</td> <td></td> <td>→ 7 月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>休館</td> <td></td> <td></td> <td>7 月 ←</td> <td>→ 7 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 4 年 8 月 福祉交流センター供用開始予定</p>		区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	1	実施設計	12 月 ←	→ 9 月			2	工事		3 月 ←		→ 7 月	3	休館			7 月 ←	→ 7 月
	区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																				
1	実施設計	12 月 ←	→ 9 月																						
2	工事		3 月 ←		→ 7 月																				
3	休館			7 月 ←	→ 7 月																				
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">【福祉交流センター】</p>																								

住居確保給付金事業

健康福祉部福祉総務課
電話: 457-2326

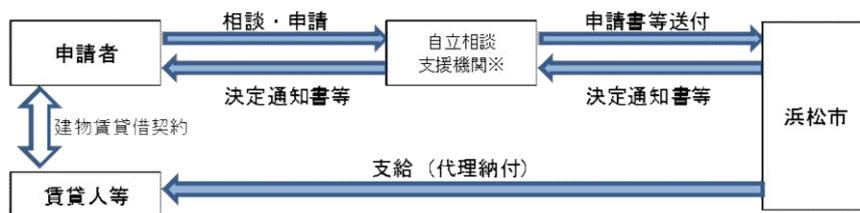
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	43,240	32,430	0	0	10,810

※生活困窮者自立支援事業 120,035 千円の一部

目的	<p>離職・休業・廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。</p>																										
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により、住居確保給付金の申請件数は令和 2 年 4 月以降急増したが、8 月以降の新規申請件数は減少傾向にある。 ・市社会福祉協議会が実施する緊急小口資金貸付金等の申請件数も同様に減少傾向であり、生活保護申請件数にもコロナ禍の影響は表れていないものの、今後の状況を注視する必要がある。 																										
事業内容	<p>1 支給実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 見込</th> <th>R3 当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数 (件)</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>88</td> <td>4,781</td> <td>1,081</td> </tr> <tr> <td>支給額 (千円)</td> <td>1,300</td> <td>2,164</td> <td>3,488</td> <td>180,516</td> <td>43,240</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目安額：単身世帯 37,700 円、2人世帯 45,000 円、3～5人世帯 49,000 円</p> <p>2 支給要件の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・離職・廃業から 2 年以内の者 ・休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある者 </td> </tr> <tr> <td>要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入合計額及び預貯金合計額が、生活保護基準を超えないこと ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと </td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>基準額＋実際の家賃額－世帯収入額</td> </tr> <tr> <td>支給期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原則 3 か月（一定の要件を満たす場合は、最長 9 か月） ※令和 2 年度中に申請された方に限り 1 2 か月まで延長可能 ・常用就職後に解雇された場合は、再支給可能 </td> </tr> </table>		H29	H30	R1	R2 見込	R3 当初	支給件数 (件)	38	50	88	4,781	1,081	支給額 (千円)	1,300	2,164	3,488	180,516	43,240	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・離職・廃業から 2 年以内の者 ・休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある者 	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入合計額及び預貯金合計額が、生活保護基準を超えないこと ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 	支給額	基準額＋実際の家賃額－世帯収入額	支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 3 か月（一定の要件を満たす場合は、最長 9 か月） ※令和 2 年度中に申請された方に限り 1 2 か月まで延長可能 ・常用就職後に解雇された場合は、再支給可能
	H29	H30	R1	R2 見込	R3 当初																						
支給件数 (件)	38	50	88	4,781	1,081																						
支給額 (千円)	1,300	2,164	3,488	180,516	43,240																						
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・離職・廃業から 2 年以内の者 ・休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある者 																										
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入合計額及び預貯金合計額が、生活保護基準を超えないこと ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 																										
支給額	基準額＋実際の家賃額－世帯収入額																										
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 3 か月（一定の要件を満たす場合は、最長 9 か月） ※令和 2 年度中に申請された方に限り 1 2 か月まで延長可能 ・常用就職後に解雇された場合は、再支給可能 																										

事業スキーム



※浜松市生活自立相談支援センターつながり：住宅、仕事、生活などの相談窓口

〈拡充〉 障がい者相談支援事業

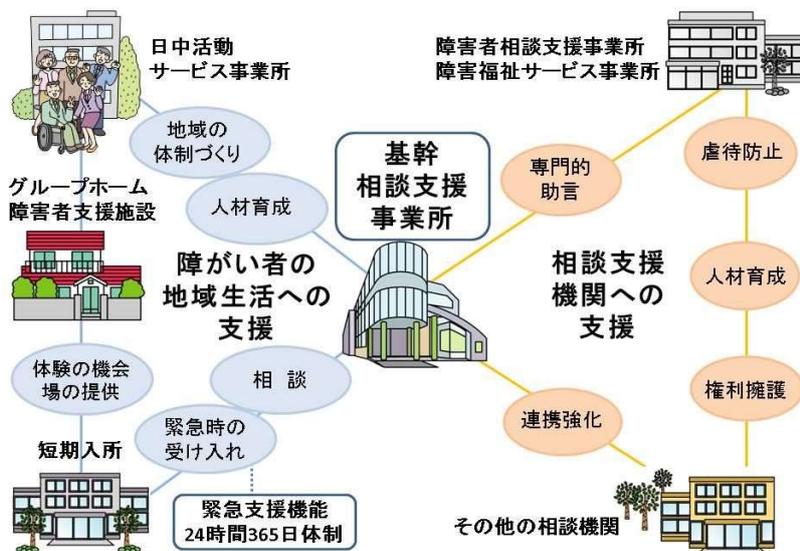
健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2860

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	209,454	94,766	0	0	114,688

※障害者地域生活支援事業 相談支援事業 209,454 千円

目的	障がいのある人への相談支援体制を整えることで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの重度化・重複化や本人・家族の高齢化などにより相談内容が多様化・困難化している。 障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制づくりが必要である。
事業内容	<p>1 基幹相談支援センターの運営 43,109 千円</p> <p>(1) 基幹相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援センターや障害福祉サービス事業所等への専門的な助言 障害者相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化、権利擁護・虐待の防止等 <p>(2) 地域生活支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時における短期入所などへの迅速な受入れ（24 時間 365 日体制の緊急支援機能） 将来を見据えた地域生活（ひとり暮らし、グループホームなど）への移行支援の拡充（新たに賃貸借住宅を活用） <p>2 相談支援センター（5 か所）の運営等 166,345 千円</p> <p>障がいのある人又はその保護者等からの相談に応じ、日常生活を営むための助言や必要な障害福祉サービスの提案</p>



基幹相談支援事業所のイメージ

〈新規〉 医療的ケア児等支援事業

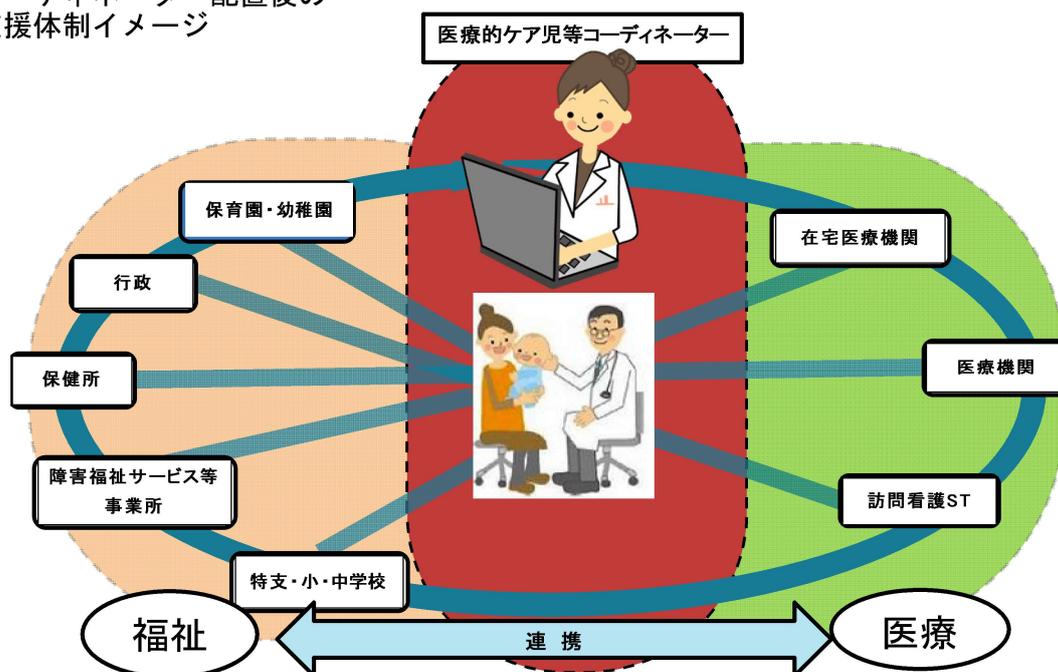
健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2863

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	8,095	6,070	0	0	2,025

目的	医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対する相談体制を強化することで、対象者の退院後の日常生活を支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 把握している医療的ケア児者数は約 650 人（令和 2 年 12 月 1 日時点）であり、医療技術の進歩を背景に増加傾向にある。 医療的ケア児等への支援は医療及び福祉の両分野の知識が必要とされるため、相談窓口の分散や各支援機関の連携が課題とされている。
事業内容	<p>在宅の医療的ケア児等に関する相談を受け、障害福祉サービス等事業所や各機関等との調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置する。</p> <p>1 医療的ケア児等コーディネーターの配置 7,900 千円</p> <p>（1）在宅の医療的ケア児等の相談支援や多分野にまたがる支援の利用調整</p> <p>（2）保育園、幼稚園、学校等における受け入れにかかる調整</p> <p>（3）災害時における相談対応、関係機関等との調整及び緊急情報の発信 など</p> <p>2 医療的ケア児等支援協議会の運営 195 千円</p>

コーディネーター配置後の
支援体制イメージ



〈拡充〉老人福祉施設等整備費助成事業

健康福祉部高齢者福祉課
電話：457-2886

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	150,800	0	0	0	150,800

※事項：特別養護老人ホーム「一空園」改築費補助金
期間：令和4年度まで

目的	老朽化した施設を改築する社会福祉法人に対し、施設整備にかかる経費を対象として補助金を交付することで、特別養護老人ホーム入所者の処遇改善を図る。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> これまで新築のみを対象としていた老人福祉施設整備費補助金について、老朽化した特別養護老人ホームの改築を新たに補助対象に加えた。 令和2年1月から5月にかけて希望事業者の公募を行い、1者の応募があった。 令和2年6月に、市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会を開催し、応募1者の事業提案（令和3～4年度の2か年事業）を採択した。 																		
事業内容	<p>1 内容 特別養護老人ホーム「一空園」改築費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>建設予定地</th> <th>事業者名</th> <th>補助額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一空園 (いっくうえん)</td> <td>東区安新町</td> <td>社会福祉法人 八生会 (はっしょうかい)</td> <td>特養：80床 ※@1,885千円×80床=150,800千円 (昭和60年設置、築36年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者総事業費：1,434,950千円</p> <p>2 事業スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>整備事業者公募（～令和2年5月）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会にて事業提案採択</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>補助金交付申請・決定、着工</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>完成、補助金交付確定、補助金交付</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	建設予定地	事業者名	補助額等	一空園 (いっくうえん)	東区安新町	社会福祉法人 八生会 (はっしょうかい)	特養：80床 ※@1,885千円×80床=150,800千円 (昭和60年設置、築36年)	年度	事業内容	令和元年度	整備事業者公募（～令和2年5月）	令和2年度	市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会にて事業提案採択	令和3年度	補助金交付申請・決定、着工	令和4年度	完成、補助金交付確定、補助金交付
施設名	建設予定地	事業者名	補助額等																
一空園 (いっくうえん)	東区安新町	社会福祉法人 八生会 (はっしょうかい)	特養：80床 ※@1,885千円×80床=150,800千円 (昭和60年設置、築36年)																
年度	事業内容																		
令和元年度	整備事業者公募（～令和2年5月）																		
令和2年度	市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会にて事業提案採択																		
令和3年度	補助金交付申請・決定、着工																		
令和4年度	完成、補助金交付確定、補助金交付																		



【現在】



【改築後イメージ】

子育て支援・少子化に関するアンケート調査事業

こども家庭部次世代育成課
電話: 457-2795

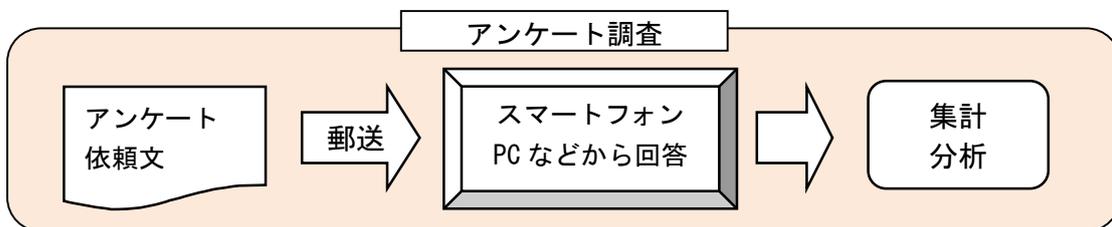
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,185	0	0	0	2,185

※子ども・若者支援プラン推進事業 937 千円の一部、地域少子化対策強化事業 1,343 千円の一部の合計

目的	第2期浜松市子ども・若者支援プラン（令和2年度～令和6年度）の進捗管理のための子育て支援に関するアンケート調査及び効果的な少子化対策を実施するための少子化に関するアンケート調査を併せて実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市子ども・若者支援プラン」は、国の指針により、計画全体の成果について「利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行う」ことが定められている。 ・少子化に関するアンケート調査については、前回調査（平成27年11月実施）から5年が経過し、直近の市民ニーズを的確に把握する必要がある。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 浜松市内在住の18歳から49歳までの男女4,000人 2 調査手法 Webアンケート方式 3 調査内容 (1) 本市の子育て支援施策に対する満足度とより効果的な支援のあり方 (2) 結婚から妊娠・出産、子育てに至るまでの各ライフステージにおける意識や関心 4 業務内容 (1) 依頼文、配布用封筒作成 (2) 企画・設計、Webフォーム作成 (3) アンケート調査実施（Web） (4) 集計・分析、報告書作成

事業実施イメージ



子育て支援事業へ反映



少子化対策事業へ反映

〈拡充〉 SNS を活用した若者相談支援事業

こども家庭部青少年育成センター
電話: 457-2418

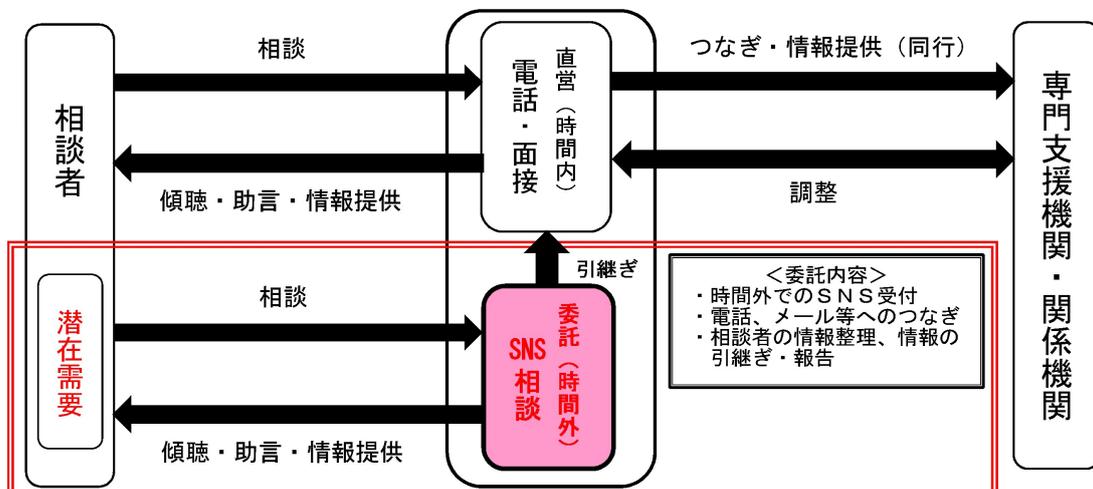
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	9,512	0	0	0	9,512

※(新規) 青少年活動デジタル運営経費 9,597 千円の一部

目的	電話相談等に踏み切れない若者に対し、SNS を活用した若者相談を実施し、若者相談支援窓口「わかば」の拠点機能を強化する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかば」の相談は電話又は面談で受け付けているが、電話相談等に踏み切れない若者の掘り起こしに有効な SNS 等の新世代ツールの活用に対する期待やニーズが高まっている。 ・令和元年度に内閣府事業の採択を受け、試行・検証から事業を開始している。
事業内容	<p>相談システム会社等との委託契約により、SNS を活用した若者相談を実施する。令和 3 年度は、実施日を約 20 日増やし、約 80 日間の実施とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施期間 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和 3 年 8 月下旬～9 月末 (約 30 日) (2) 令和 4 年 1 月中旬～2 月末 (約 50 日) ※日・祝を除く 2 相談時間 平日・土曜の午後 6 時から午後 10 時 3 対象者 浜松市に在住又は通学・通勤する概ね 15 歳から 40 歳未満の者及びその家族 4 相談内容 日常生活、不登校、ひきこもり、発達障がい、非行等に関する関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言 5 受付体制 相談員 (受託事業者) 2 人以上 (社会福祉士等の有資格者及び相談事業経験者)

〈SNS 相談事業の仕組みとイメージ図〉



保育所等における新型コロナウイルス感染症対応

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	58,427	28,353	0	0	30,074

※関連課 こども家庭部次世代育成課 (電話: 457-2795)

※国の補正予算対応、繰越明許費

2月補正計上 149,200千円、当初計上 58,427千円、合計 207,627千円

目的	新型コロナウイルス感染症対策として、児童入所施設、保育所等における感染症対策に関する消耗品等購入やかかり増し経費に対する助成等により、施設内での感染症対策を徹底する。				
背景	児童入所施設、保育施設においては、感染及び拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、施設職員及び利用者の安全・安心を確保しつつ、開所を継続していく必要がある。				
事業内容	対象施設	内容	施設数	事業費(千円)	時期
	私立保育施設等	空気清浄機等の備品購入費、消毒液等の消耗品費、消毒作業等に係るかかり増し経費(人件費)に対する補助	273	111,700	2月補正
	市立幼稚園	空気清浄機等の備品購入費、消毒液等の消耗品費	60	27,500	
	市立保育所	消毒液等の消耗品費、消毒作業等に係る園務員経費(人件費)	20	10,000	
	児童入所施設	空気清浄機等の備品購入費、消毒液等の消耗品費、個室化改修経費、消毒作業等に係るかかり増し経費(人件費)に対する補助	7	56,000	R3当初
	児童家庭支援センター等	消毒液等の消耗品費	27	707	
	浜松こども館、児童館	授乳室間仕切り設置工事、児童館における消毒液等の消耗品費	5	1,720	
	計			392	207,627
※2月補正予算計上分は、令和3年度予算へ繰越して執行予定					

<イメージ>

マスク、消毒液等の購入補助



消毒作業等に係るかかり増し経費補助



〈拡充〉 発達支援広場事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	49,419	0	0	0	49,419

目的	対人関係の障害、こだわり、行動制御の問題等、発達障害の疑いのある幼児とその保護者が、早期療育的プログラムを経験することで、保護者が幼児に対して適切な働きかけができるよう支援する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の疑いのある児とその保護者が、早期から集団での活動に参加することにより、児の社会性の発達促進や、保護者が児の特性に合わせた適切な関わりを学ぶことができるため、発達障害の早期発見・支援が求められている。 ・発達障害の疑いのある児の増加に伴い、発達支援広場の利用者が増加しており、センター型の広場には、利用待機が長期化している会場がある。
事業内容	<p>センター型の発達支援広場を1会場増設する。</p> <p>1 (拡充) センター型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 専門性の高いスタッフによる相談・支援 ・活動内容 プログラムに沿った活動、個別相談、親同士の交流 など ・対象 集団での早期療育アプローチの必要があると思われる児とその保護者 ・箇所数等 各区保健センター等 8会場 (北区に増設予定) <p>2 施設型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 身辺自立の習得を含む少人数制の発達支援 ・活動内容 プログラムに沿った活動、個別相談、親同士の交流 など ・対象 就園前の継続的な療育的支援又は発達支援が必要と判断された児とその保護者 ・箇所数等 児童発達支援センター 3会場

発達支援広場のイメージ



〈新規〉 養育費確保支援事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

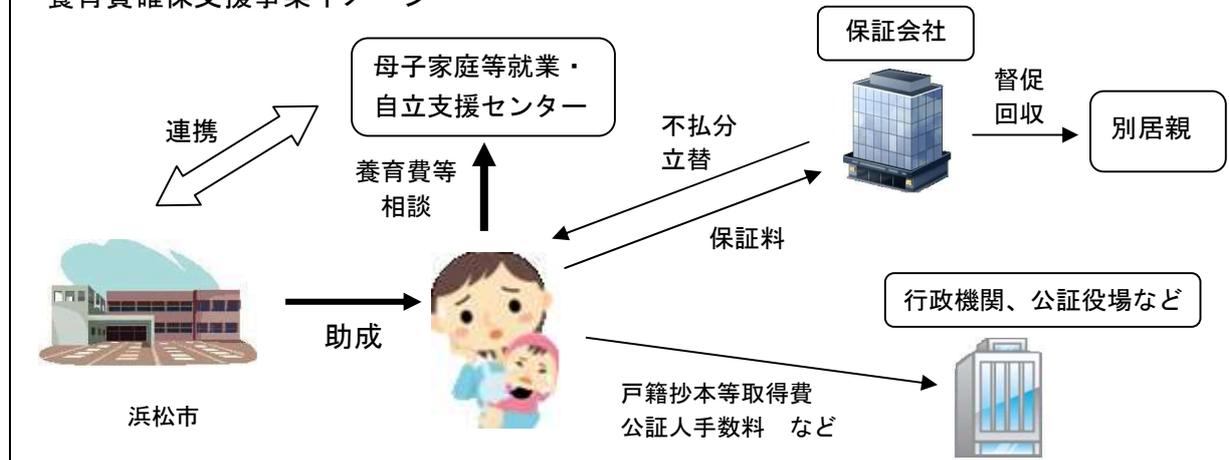
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,278	1,139	0	0	1,139

※母子家庭福祉対策事業 14,062 千円の一部

目的	離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費の確保を支援し、経済的困窮の解消に寄与する。
背景	平成 28 年度全国ひとり親家庭等調査では、養育費の取り決めをしている母子家庭は 45.8% (父子家庭 25.6%) であり、このうち、養育費の支払いを受けている母子家庭は 24.3% (父子家庭 3.2%) と低い水準である。
事業内容	<p>1 養育費等に関する相談支援 753 千円</p> <p>(1) 相談窓口 母子家庭等就業・自立支援センター</p> <p>(2) 相談対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費確保のための取り決め手続きに関すること ・不払い解消のための支払の履行に関すること ・助成制度に関すること <p>2 必要経費に対する助成 1,525 千円</p> <p>(1) 対象者 養育費の取り決めを行っていないひとり親等で児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準の者</p> <p>(2) 助成対象 ひとり親家庭の親が養育費の取り決めや未払い養育費の確保に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書作成 (強制執行認諾約款付き) に係る公証人手数料 (上限 4.3 万円) ・裁判等に要する収入印紙、戸籍抄本等の添付書類取得費 (上限 7.6 万円) ・保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料補助 (上限 5 万円)

養育費確保支援事業イメージ



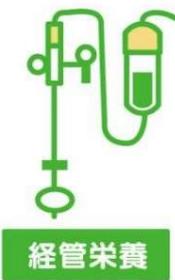
〈新規〉市立保育所における医療的ケア児保育事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	14,135	2,660	0	0	11,475

※(保育所費) 人件費 2,973,756 千円の一部、市立保育所運営事業 116,406 千円の一部

目的	市立保育所における医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。
背景	喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児が全国的に増加するなか、本市においても保育所での受け入れ体制整備が求められている。
事業内容	<p>市立保育所1園をモデル園として医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施場所 浜松市立佐鳴台保育園（浜松市中区佐鳴台三丁目） 受け入れ人数 1~2名程度（児童の状況により柔軟に変更） 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の配置 ・関係機関との連携体制の構築 ・研修等による職員のスキルアップ 受け入れ方針 「他の園児とともに保育を受けられること」を基本とし、児童の状況により柔軟に対応する。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>医療的ケア児への支援内容事例</p>  <p>経管栄養</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>たん吸引</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>医療的ケア児保育対応のための 会議、研修等の実施</p>  <p>会議、研修等の実施</p> </div> </div>	

〈新規〉佐鳴台保育園移転改築事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	3,196	0	0	0	3,196

※市立保育所施設整備事業 26,246 千円の一部

目的	園児や職員、保護者等の施設利用者及び周辺地域における安全性の向上や、施設の不具合箇所の解消を図り、適切な教育・保育環境を確保する。
背景	佐鳴台保育園の園舎は築後 43 年（昭和 53 年建築）を経過し経年劣化が進んでいることから、近接する旧教育センター敷地を活用した移転改築を行い、多くの利用者がより安心して利用できる施設に整備する。
事業内容	<p>浜松市立佐鳴台保育園の移転改築に向け、旧教育センター敷地の地質調査を実施する。</p> <p>1 地質調査業務 3,196 千円 保育園建築用地として必要な対策を講じるための地盤調査</p> <p>2 債務負担行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事項 佐鳴台保育園移転改築工事設計業務委託費 ・ 期間 令和 3 年度から令和 4 年度まで ・ 限度額 20,675 千円 <p>3 事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地質調査 : 令和 3 年度 (2) 設計委託 : 令和 3 年度～令和 4 年度 (3) 移転改築工事 : 令和 4 年度～令和 5 年度 (4) 開園予定 : 令和 6 年 4 月

【旧教育センター敷地】



【移転予定地】



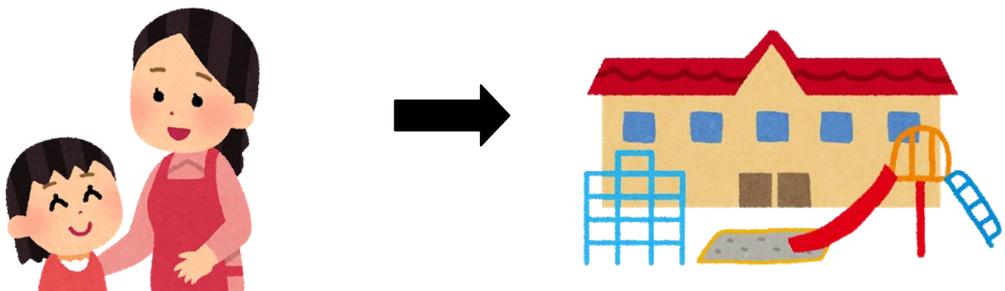
〈拡充〉 余裕活用型一時預かり事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	9,808	5,692	0	0	4,116

※私立保育所等事業費助成事業 811,466 千円の一部

目的	私立保育所等が実施する一時保育事業に対する助成を見直し、一時預かり事業の充実を図る。		
背景	一時預かり事業は、保護者のやむを得ない事由による緊急時又は一時的に家庭での保育が困難となる場合に利用され、毎年多くの利用がある。		
事業内容	一時保育事業を余裕活用型一時預かり事業に転換し、助成を拡充する。		
	1 実施施設 認定こども園 40 園 保育所 26 園		
	2 見直し内容		
		R2 以前	R3 以降
	事業	一時保育事業	余裕活用型一時預かり事業
	事業内容	家庭保育が一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業	
	助成内容	年間延べ利用児童数による階層毎に施設単位の助成費を設定	利用児童 1 人あたり日額 2,400 円
	財源	市単独事業	国 1/3、県 1/3、市 1/3
平均補助額	1 施設あたり年間 80 千円	1 施設あたり年間 148 千円	
	※事業名称及び事業費に対する助成額が変更されるものであり、事業内容の変更はない。		
	家庭内保育をしている児童	余裕活用型一時預かり実施施設	
			
	※出産や冠婚葬祭等で一時的に保育を必要とする児童について、保育を提供する		

私立保育所等施設整備費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	683,912	607,924	0	0	75,988

目的	保育所等利用待機児童解消のため、私立保育所等の創設等により定員拡大を図る。					
背景	令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数 11人 (保育所等利用待機児童数の推移 H29: 168人、H30: 97人、H31: 31人)					
事業内容	認定こども園の創設等に対する助成					
	1 補助基準額 認定こども園整備(増改築)事業費に3/4を乗じた額					
	2 令和3年度事業計画(令和4年4月開園予定)					
	No.	計画地	施設種別	施設名	整備区分	定員(人)
	1	中区	認定こども園	(仮)花園こども園	創設	120
	2		認定こども園	(仮)ひくま第2こども園	創設	60
	3		保育所	(仮)みみ・あんふあんしゅしゅ	創設	60
	4	東区	認定こども園	遊歩の丘かみにしこども園	増築	80 (120→200)
	5	西区	保育所	(仮)ヒーローズいりの保育園	創設	90
	合計					410 増
3 整備実績						
		R1	R2	R3	計	
認定こども園・保育所		200	490	410	1,100	
創設		170	490	330	990	
増改築		30	0	80	110	

《R2.4.1 開設 私立保育所》



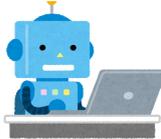
《児童の様子》



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	64	0	0	0	64

※ (新規) 保育事業デジタル運営経費 27,428 千円の一部

目的	勤務割表作成事務を効率化することにより保育士が保育業務に専念できる環境をつくり、保育の質の向上を図る。
背景	保育園の勤務体系は早番や遅番など多様であり、園児数に応じた職員配置数、役割などの要素が複雑であり、勤務割表の作成に多くの時間を要している。
事業内容	<p>勤務割表作成ツール (AI) を 3 園に導入する。</p> <p>1 導入手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務体系、職員配置数など必要な基礎情報を AI に取り込む。 ・保育士の勤務希望、休暇の希望を反映し、勤務割表を自動作成する。 <p>2 導入の効果</p> <p>(1) 勤務割表作成時間の削減 1 園あたり 1 月約 10 時間要している勤務割表作成時間について、AI を導入することにより、大幅に削減できる。</p> <p>(2) 保育士の処遇向上と保育の質の向上 事務時間の削減により、保育士が保育に専念できる時間が増え、保育士の処遇向上と保育の質の向上につながる。</p>
<p>〈勤務割表導入イメージ〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>保育士による事務作業による作成</p>  <p>↓</p> <p>AI による自動作成</p>  </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>保育士の処遇向上 保育の質の向上</p>  </div> </div>	

保育士修学資金等貸付事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	10,522	0	0	0	10,522

※保育事業運営経費 19,665 千円の一部

目的	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育資格を有しながら保育士として勤務していない者の再就職支援を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から保育人材確保策の強化のため、(福) 静岡県社会福祉協議会が実施主体となって貸付事業を実施している。 事業の周知により利用者は年々増加している。
事業内容	<p>1 主な貸付事業</p> <p>(1) 保育士修学資金貸付事業 対象者: 養成施設に在学し、卒業後県内で保育所等に從事しようとする者 貸付額: 月額 5 万円 (最大 2 年間)、入学準備金 20 万円、就職準備金 20 万円 返還免除: 卒業後、県内の保育所等に 5 年間継続して従事した者</p> <p>(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 対象者: 保育所等に新たに勤務又は産休等から復帰する者 貸付額: 子どもの保育料の半額 (上限 2.7 万円/月) 返還免除: 県内の保育所等に 2 年間継続して従事した者</p> <p>(3) 就職準備金貸付事業 対象者: 新たに又は再度、保育士として週 20 時間以上勤務する者 貸付額: 20 万円 (1 回限り) 返還免除: 県内の保育所等に 2 年間継続して従事した者 など</p> <p>2 事業実施主体 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 (静岡県、静岡市、浜松市の共同事業)</p> <p>3 原資負担割合 国 90/100、県 6/100、静岡市 2/100、浜松市 2/100</p>
貸付事業のイメージ	
<p>静岡県、静岡市 浜松市</p> <p>↓ 出資</p> <p>静岡県 社会福祉協議会</p> <p>→ 修学資金 貸付</p> <p>養成施設に在学し、 保育士資格取得</p> <p>→</p> <p>県内の保育所等 へ就職</p> <p>返還免除 規程あり</p>	

保育所等利用待機児童の解消

こども家庭部幼児教育・保育課

電話：457-2827

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	子育て・教育	872,794	707,618	0	0	165,176

※認証保育所利用者助成事業 36,240 千円、私立保育所等施設整備費助成事業 683,912 千円、
私立幼稚園教育振興助成事業 221,033 千円の一部の合計

目的	私立保育所等の創設による定員拡大をはじめとした様々な施策により、保育所等利用待機児童を解消する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから、保育需要は年々増加している。 ・令和2年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は11人。
事業内容	<p>1 保育所等の定員数 令和3年度の定員増の見込み 779人 (R2: 16,123人→R3: 16,902人)</p> <p>(1) 特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)</p> <p style="padding-left: 20px;">R3: 15,520人 (R2: 14,960人) 560人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備 (創設6園) による定員増 490人増 ・認定こども園、保育所の定員増 70人増 <p>(2) 特定地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)</p> <p style="padding-left: 20px;">R3: 1,382人 (R2: 1,163人) 219人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設 (13施設) による定員増 223人増 ・既存小規模保育事業の定員増 2人増 ・認可外保育施設からの移行 (2施設) による定員増 24人増 ・認定こども園への統合による既存事業所内保育事業の閉園 30人減 <p>2 待機児童解消の具体的施策</p> <p>(1) 保育所等の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">私立保育所等施設整備費助成事業 683,912千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 国 2/3、市 1/12、事業者 1/4 ・整備内容 <p style="padding-left: 40px;">創設 4施設 定員 330人増</p> <p style="padding-left: 40px;">増築 1施設 定員 80人増 計 410人増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設予定 令和4年4月

(2) 認証保育所の利用者に対する助成（市単独事業）

認証保育所利用者助成事業 36,240 千円（11 施設、延 1,812 人）

0 歳児～2 歳児の利用者負担に対する補助金 1 人あたり月額 20,000 円

(3) 私立幼稚園等が実施する幼稚園型一時預かり事業等の推進

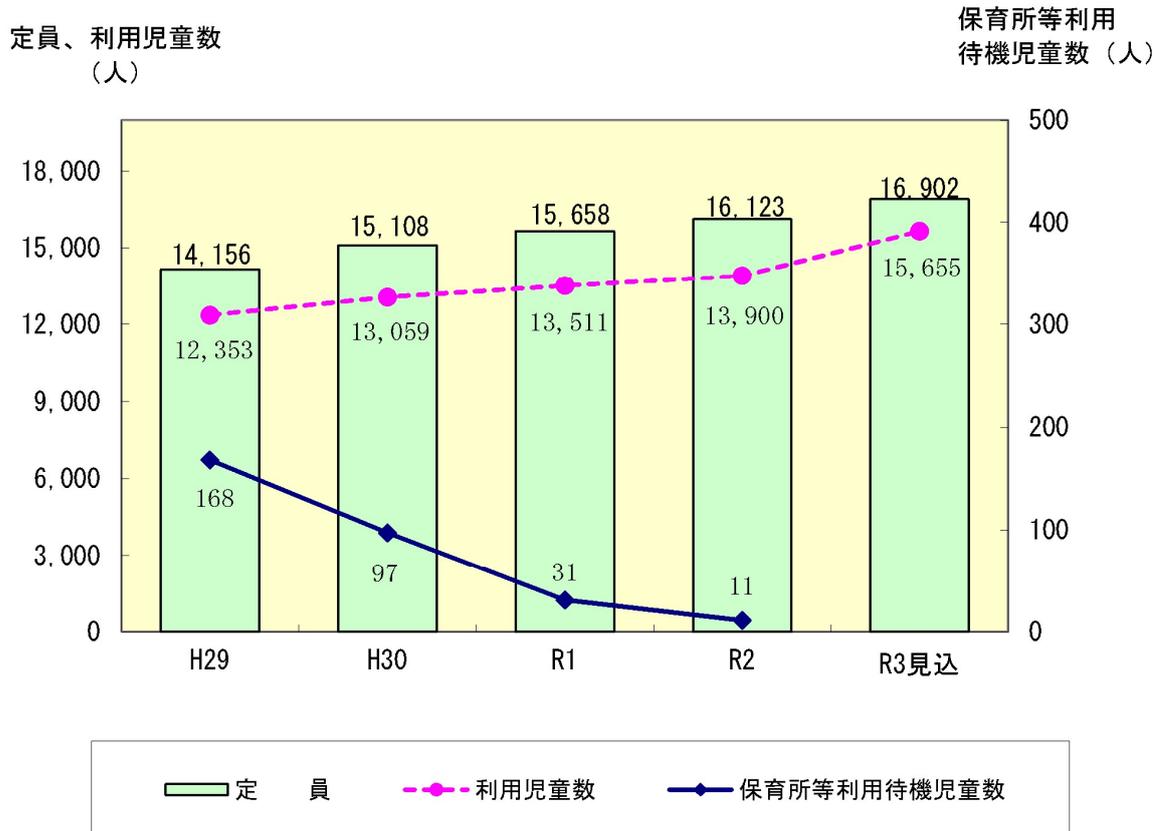
私立幼稚園教育振興助成事業の一部 152,642 千円

- ・ 幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等 67 園に対する補助金
- ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園 31 園に対する補助金

(4) 市立幼稚園における幼稚園型一時預かり事業の実施

- ・ 市立幼稚園 23 園において、降園後 16 時 30 分まで実施
- ・ 早朝預かりや 16 時 30 分以降の預かりは、幼稚園ごとの保護者ニーズや職員配置等を踏まえて実施

浜松市の保育施設定員・利用児童数・保育所等利用待機児童数の推移



〈新規〉 成育医療寄附講座事業

健康福祉部健康医療課
電話: 453-6178

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	33,000	0	0	15,000	18,000

※財源（その他）医療振興基金繰入金

目的	浜松医科大学との包括連携協定に基づき、成育医療にかかる教育及び学術研究を行う寄附講座の設置に対し、市からの寄附を通じて、研究の充実に資するとともに、研究成果を本市の成育医療の課題解決に生かす。	
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 12 月 7 日、市と浜松医科大学は「浜松市と国立大学法人浜松医科大学との包括連携に関する協定書」を締結した。 浜松医科大学小児科に「成育医療寄附講座」を設置することは、在宅医療、移行期医療等、成長段階で様々な課題のある本市の成育医療の充実につながる。 	
事業内容	浜松医科大学小児科に設置する成育医療寄附講座の運営にかかる経費について寄附を行う。 【寄附講座の概要】 1 人員構成 特任准教授、特任助教、特任研究員（週 5 日及び週 1 日各 1 人） 計 4 人 2 存続期間 5 年間（必要に応じ更新）	
【寄附講座の設置に伴う効果】		
直接的効果	研究・活動分野	市民への還元
	希少難治性疾患	・最適・最新の治療が地元で受診可能。
	移行期医療	・成人診療科における移行時の不安を払しょくすることにより、小児科から成人診療科への円滑な移行を実現。
	小児在宅医療	・人工呼吸器装着者の移送時の負担、医療的ケア児の預け先、受診時の保護者負担等の課題改善。
	小児災害医療	・医療的ケア児・者のうち、在宅患者及び家族の現状を把握することにより、災害時における必要な医療支援・薬剤に関する情報の迅速かつ的確な提供。
	小児疾患の啓発活動と情報発信	・受診すべき疾患の把握による適切な受療行動の促進。 ・市内病院、診療所における急性期対応など、小児の受診環境の整備。
副次的効果	・寄附講座設置により医大小児科医が増員され、一次救急（夜間救急室）運営体制が安定。	

(単位:千円)

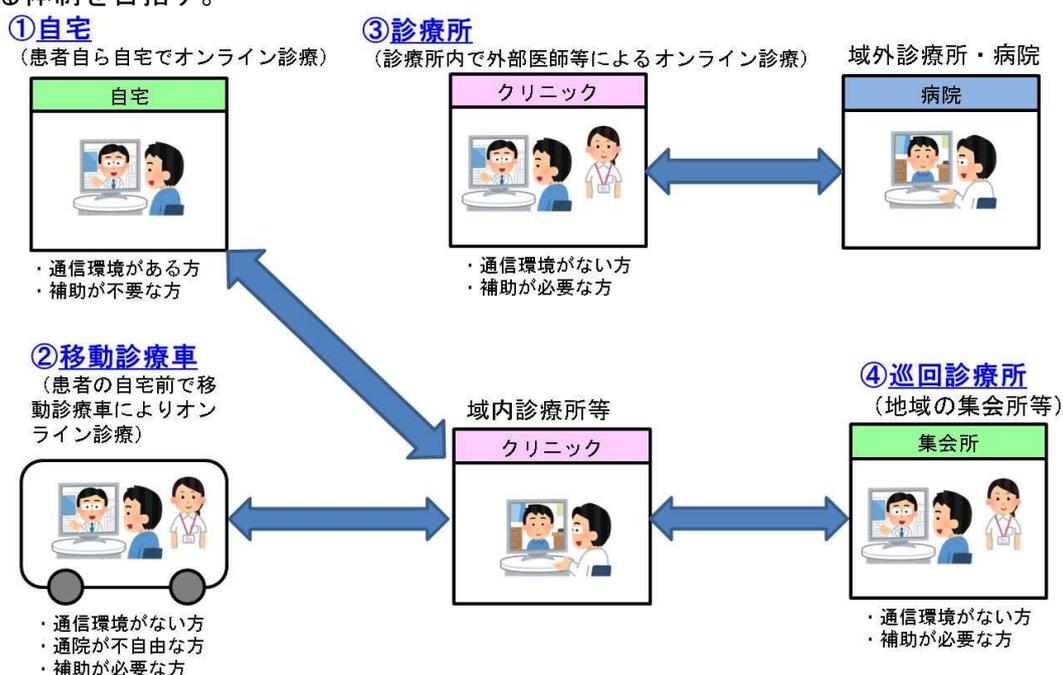
予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,567	1,750	0	1,817	0

※財源(その他)医療振興基金繰入金

目的	春野地域住民を対象に診療にかかるアンケート調査、オンライン診療のデモや診療補助等を実施することにより、中山間地域における医療基盤の向上を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度天竜地域在宅医療介護連携推進事業において、天竜区の「地域診断」がまとめられ、受診時の住民の移動手段確保等の提言が示されたことから、市と磐周医師会で協議した結果、春野地区医療 MaaS (※) の検討を進めることとなった。 令和2年度、経済産業省の「地域新 MaaS 創出推進事業の先進パイロット地域」として採択され、移動診療車によるオンライン診療等について実証実験を行った。 <p>※ (Mobility as a Service) 自動車などの移動手段を、必要な時だけ料金を支払ってサービスとして利用すること</p>
事業内容	<p>令和2年度の実証実験を踏まえ、オンライン診療にかかる調査等を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 春野地区に住む約1,800世帯を対象としたオンライン診療等アンケート調査 オンライン診療における地域の介護人材やコミュニティナースの活用可能性を検証 オンライン診療のデモ及び補助 (参加予定医療機関数:3) 等

中山間地域におけるオンライン診療の推進

患者や医療機関が、患者の状態や通信環境により、オンライン診療の方法を選択することができる体制を目指す。



PCR検査センター設置運営事業	健康福祉部保健総務課
	電話:453-6111

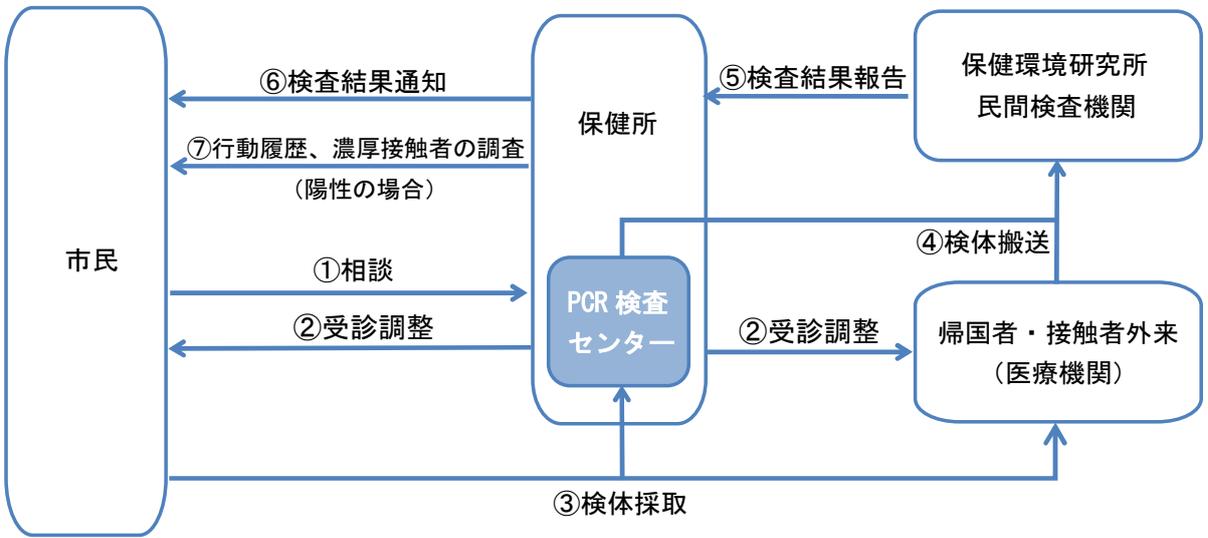
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	13,933	1,163	0	0	12,770

※関連課 健康福祉部健康医療課（電話：453-6178）
 ※（健康医療総務費）PCR検査センター設置運営事業 2,435 千円、（保健所運営総務費）PCR検査センター設置運営事業 11,498 千円の合計

目的	PCR検査センターの設置運営により、新型コロナウイルス感染症の検体採取・検査を迅速に実施できる体制を維持する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時における帰国者・接触者外来の検体採取にかかる業務負担を軽減するため、令和2年6月からPCR検査センターを運営している。 ・相談から検査までの日数の短縮及び無症状の濃厚接触者に対する検査の実施が、速やかな陽性者の発見及び感染拡大防止につながることから、検査需要の増加に即応できるよう、検査体制を維持する必要がある。
事業内容	<p>ドライブスルー・ウォークスルー方式による検体採取業務を実施する。</p> <p>1 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日</p> <p>2 対象者 新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある市民</p> <p>3 検体採取数 最大で1日200件を想定</p>

検査の流れ



医療調整本部事業

健康福祉部健康医療課
電話: 453-6178

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	25,385	0	0	25,220	165

※財源(その他)新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金

目的	新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関の入・転院調整及びクラスター発生施設への専門家派遣等の支援により、感染拡大に対応可能な体制を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスによる感染が拡大した場合、医療崩壊を防ぐため、医療機関の役割分担や入院調整、転院調整等を行う必要がある。 ・高齢者施設等でクラスターが発生した場合、感染症対策専門家等による早期介入、入院調整等が必要となる。
事業内容	<p>1 医療調整本部の運営 3,645 千円 (1) 感染症専門家等による臨時調整会議 (2) 新型コロナウイルス感染症対策病院長会議</p> <p>2 クラスター対策 7,636 千円 (1) クラスター発生時における医師・看護師等感染症対策専門家等の派遣 (2) 抗原検査迅速キット等の購入</p> <p>3 感染症患者搬送業務委託 14,104 千円 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 対象者 自家用車の利用など、単独での移動手段を持たない感染症患者 業務内容 感染症患者の自宅から入院する医療機関までの搬送 入院中の医療機関から軽症者等宿泊療養施設までの搬送 搬送能力 1回あたり最大3人 搬送体制 平常時1台、最大2台 ※緊急対応及び医療機関等との連絡調整のため市職員1名が同乗</p>
	<p>感染症専門家等による臨時調整会議のイメージ</p> 

斎場再編・整備事業

市民部市民生活課
電話:457-2230

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	安全・安心・ 快適	20,631	0	0	0	20,631

目的	持続可能な公共資産の適正保有と将来火葬体数に対応する施設配置を実現するため、現状の7斎場を集約・再編する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の火葬体数は年々増加し、令和22年にピークと見込まれる。 ・「浜松市斎場再編・整備方針（平成28年2月策定）」を踏まえ、市内7斎場の斎場再編を行う。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 浜松斎場再整備事業 241千円（都市計画決定、関係者協議） 2 浜北斎場拡張整備事業 7,916千円（バス待機所の整備） 3 雄踏斎場再整備事業 12,474千円（都市計画決定、関係者協議、関連整備工事） <p>【各斎場の整備方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松斎場：存続（炉数を縮小して建替え）（現14基→8基） ・浜北斎場：存続（現敷地内へ拡張）（現5基→9基）令和3年4月供用開始 ・雄踏斎場：存続（近接地へ拡張）（現3基→7基）

浜北斎場 令和3年4月供用開始



〈拡充〉産後ケア事業及び多胎ピアサポート事業

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	18,906	9,452	0	0	9,454

※母子相談事業 24,766 千円の一部

目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力をはぐくみ母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。	
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 12 月の母子保健法改正により、産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化され、対象期間の延長（令和 3 年 4 月施行予定）が示されるとともに、ガイドラインの改訂により住民票の無い里帰り者等に対する対応についても記載された。 国の令和 3 年度予算案において、多胎妊産婦及び多胎児養育家庭への支援制度が示された。 	
事業内容	<p>1 （拡充）産後ケア事業 18,319 千円</p> <p>（1）ケアの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型：利用者を宿泊させて保健指導、ケアを行う。 ・デイサービス型：医療機関や助産院への個別来所により保健指導、ケアを行う。 ・訪問型：利用者の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う。 <p>（2）変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外等からの里帰り出産者を対象者に追加。 ・対象時期を産後 4 か月から産後 1 年まで延長。 ・公費負担額を増額し、自己負担額を軽減。 <p>2 （新規）多胎ピアサポート事業 587 千円</p> <p>（1）多胎プレパパママ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多胎児の育児経験者による講演（年 4 回実施）。 <p>（2）家庭訪問による相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多胎児の育児経験者の訪問による相談支援（50 組に対して年 2 回訪問）。 	
1 産後ケア事業	2 多胎ピアサポート事業	
 <p>●育児手技や授乳指導等を実施</p>	 <p>●多胎プレパパママ教室（妊婦とその家族対象）</p>	 <p>●多胎児の育児経験者による訪問相談の実施</p>

〈新規〉オンライン相談支援事業

健康福祉部健康増進課
電話:453-6130

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	2,935	0	0	0	2,935

※(新規)母子保健デジタル運営経費9,608千円の一部

目的	母子保健及び成人保健の相談事業において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、オンラインでの個別相談や健康指導などの保健指導等を実施することにより、妊産婦や高齢者などが安心して相談事業に参加できる環境を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度において一時休止していた各種相談事業は、感染予防対策を行い、6月以降、順次再開している。 現在は対面のほか、電話やメールでの相談も実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控え、相談事業に参加できない市民が多く、安心して相談できる環境整備が必要である。
事業内容	<p>電話やメール等による相談に加え、市民がオンライン会議アプリケーションを利用し、自宅等で保健師や管理栄養士等によるオンライン相談を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 相談内容 子育てや健康等に関する相談 (例:妊産婦の健康相談、育児相談、予防接種に関する相談、成人の健康相談等) 相談時間 平日の午前9時～午後4時 ※土曜日、日曜日、祝日等を除く オンライン相談の流れ <ol style="list-style-type: none"> ①電子メールや電話などで相談日時等の予約申込 ※令和2年度補正予算により親子すこやか相談のオンライン予約システム構築 令和3年度予算によりはじめてのパパママレッスン他2事業を追加予定 ②電子メールによる相談日時等の連絡(相談日時、ID、パスワードを送付) ③相談予約日にオンライン相談の実施
	<p>禁煙や生活習慣病の相談</p> <p>育児等の相談</p> <p>保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職による相談</p>

新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康福祉部健康増進課
電話: 453-6130

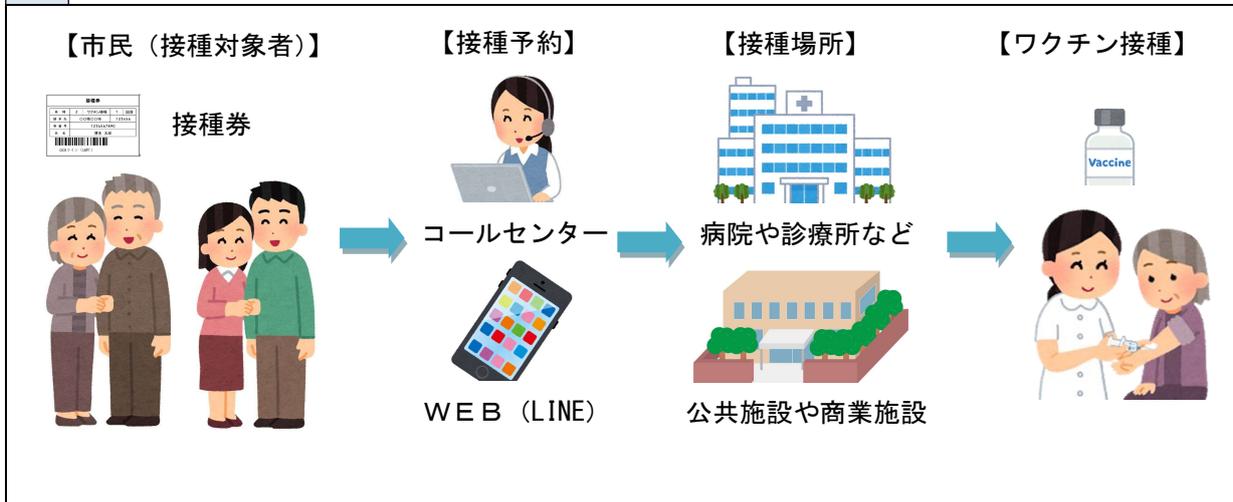
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,094,324	3,094,324	0	0	0

※国の補正予算対応、繰越明許費

2月補正計上 1,097,468 千円、当初計上 3,094,324 千円、合計 4,191,792 千円

目的	新型コロナウイルスワクチンの接種の実施体制の整備等を行い、市民に対して予防接種を実施することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 12 月の「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等」の施行により予防接種法上の臨時接種に特例が設けられ、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を市町村において実施し、接種費用全額を国が負担することとしている。 令和 2 年 10 月 23 日付厚生労働省通知において、ワクチンの早期接種開始を実現するための市町村の役割が示された。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 市の役割 <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等との委託契約、接種費用の支払い 集団接種を実施する場合の会場確保等 市民への接種勧奨、接種券の送付 接種形態 個別接種及び集団接種 対象 市民 (810,000 人※接種率 100%を想定) 医療従事者等、高齢者 (昭和 32 年 4 月 1 日以前に生まれた人)、 高齢者以外で基礎疾患がある人や高齢者施設等で従事している人、 それ以外の人順に接種を進めていく見込み 接種回数 2 回/人 接種費用 2,277 円/回 (全額国が負担) ※乳幼児: 3,003 円/回 スケジュール <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者 2 月下旬接種開始見込 高齢者 4 月以降接種開始見込



〈新規〉 浜松ウエルネスプロジェクト事業	健康福祉部健康増進課 電話: 453-6130
-----------------------------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	11,412	0	0	0	11,412

目的	「予防・健幸都市」の実現に向け、医療機関や大学、関連団体、地域内外の企業などの官民が連携し、市民の疾病・介護予防や健康づくり、ウエルネス・ヘルスケア産業の振興等に取り組む。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であるとし、予防・健康づくりを通じて、国民の QOL を向上し、健康寿命を伸ばし、社会保障の担い手を増やしていくとしている。 ・本市は、「大都市別健康寿命」3 期連続第 1 位であり、「健康」という強みを一層磨き上げていくことが求められている。
事業内容	<p>浜松ウエルネスプロジェクトは、2 つの官民連携組織（浜松ウエルネス推進協議会、浜松ウエルネス・ラボ）をエンジンに以下の事業を推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> 官民連携による予防・健康事業の推進 6,047 千円 <ol style="list-style-type: none"> ウエルネス認証事業費補助金 浜松ウエルネス推進協議会参画企業・団体などが 2 者以上の連携で取り組む、疾病・介護予防や健康づくりに関する新規・拡大事業に対して補助金（事業費の 1/2、上限 50 万円）を交付 テーマ別課題解決キャンペーン ヘルステック・ヘルスケアサービスの創出・展開 4,140 千円 推進協議会参画企業等が取り組むヘルステック（ヘルスケア×IT）などを地域内外に発信するための「(仮称) 浜松ヘルステックシンポジウム」の開催等 その他事業 1,225 千円 本プロジェクトの活動報告等を目的とした浜松ウエルネスフォーラムの開催 等

【浜松ウエルネスプロジェクトの概要】

目指す都市像

目的

課題

生活習慣病対策、超高齢社会対応（介護対策）、社会保障費（医療費等）の適正配分、成長産業の育成 など

〈新規〉 骨髄ドナー等助成事業

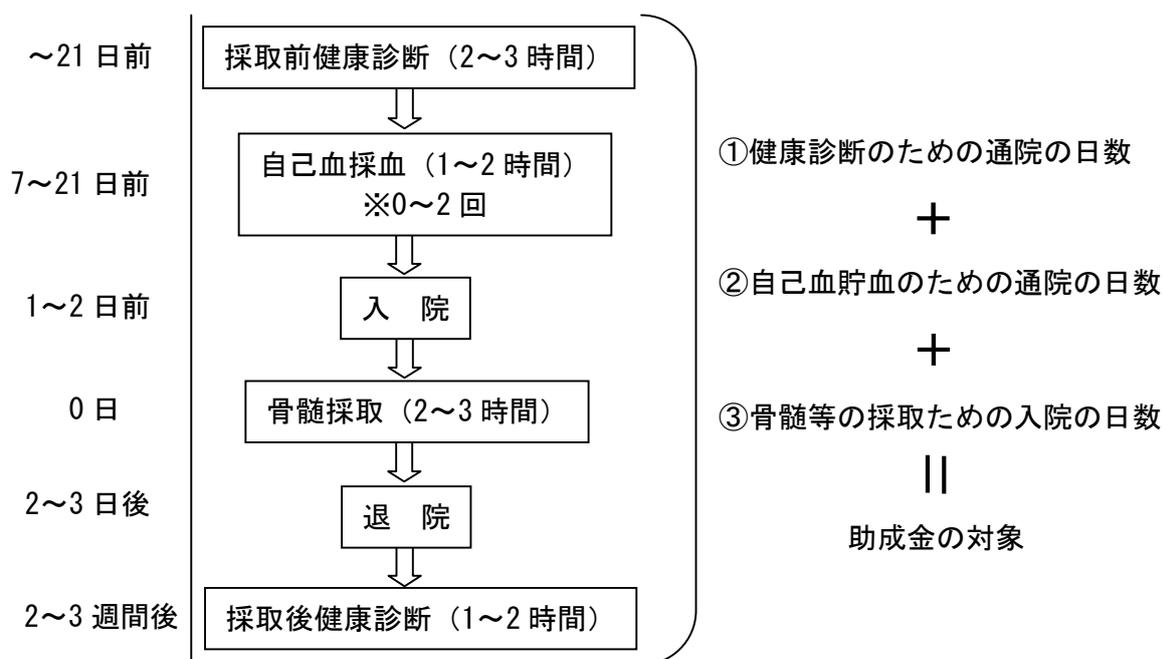
健康福祉部保健総務課
電話: 453-6111

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,680	0	0	0	1,680

目的	ドナー及びその者が勤務する事業所に対し、骨髄提供のための通院日数に応じて助成金を交付することで、ドナーの経済的負担を軽減するとともに雇用主の協力を得やすい環境を整備し、骨髄等移植の促進を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ドナー登録者数は約 52 万人であるが、年間約 2,000 人の患者が骨髄等移植を希望しているのに対し、移植実施率は 6 割程度である。 骨髄提供にあたっては、骨髄等の採取のための入院以外にも、検査や自己血採血のため、複数回の通院が必要となる。
事業内容	<p>1 対象者</p> <p>(1) 骨髄バンク事業にドナー登録をしている浜松市民</p> <p>(2) (1) が勤務する事業所</p> <p>2 助成額</p> <p>(1) ドナー 通院 1 日あたり 2 万円 (上限 7 日)</p> <p>(2) 勤務事業所 通院 1 日あたり 1 万円 (上限 7 日)</p>

骨髄提供のスケジュール (一部)



※個々の例によって日程や所要時間は異なる。

発熱等受診相談センター運営事業

健康福祉部保健総務課
電話:453-6111

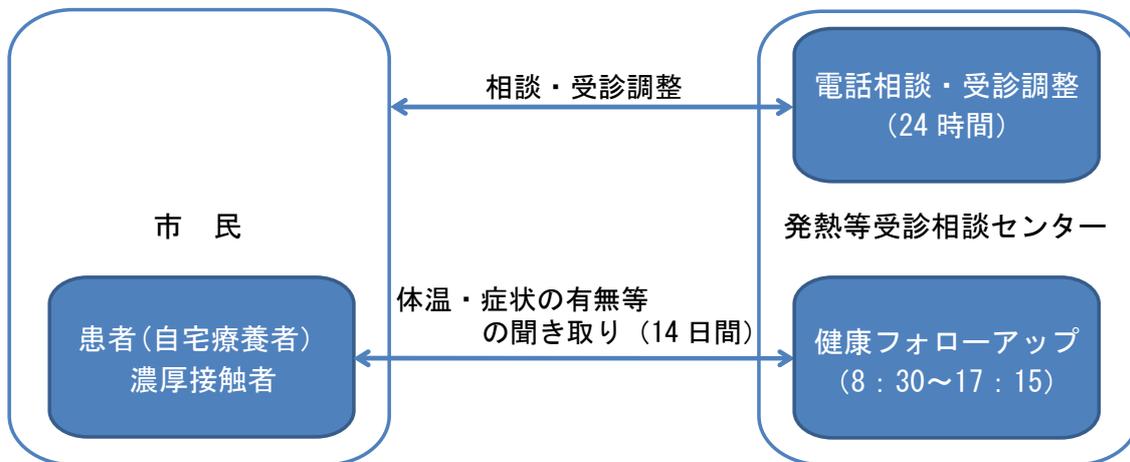
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	80,559	0	0	0	80,559

※関連課 健康福祉部生活衛生課 (電話:453-6118)

目的	新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談・受診調整業務及び患者・濃厚接触者への健康フォローアップ業務の一部を委託することで、感染拡大時における保健所の即応体制を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 保健所職員の新型コロナウイルス感染症に関する電話相談の負担を軽減するため、令和2年10月から当該業務を委託している。 保健所の役割として、患者情報や感染状況の的確な把握等が求められており、保健所職員が専門性の高い業務に専念できる体制の構築・保持が必要である。
事業内容	<p>1 電話相談・受診調整</p> <p>(1) 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日 24時間受付</p> <p>(2) 業務内容 感染の疑いがある市民からの相談対応及び受診調整</p> <p>(3) 業務量 最大で1日800件の相談を想定</p> <p>2 健康フォローアップ</p> <p>(1) 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日 8:30~17:15</p> <p>(2) 業務内容 自宅療養の患者・濃厚接触者から体温・症状の有無等の聞き取りを行う(14日間/人)</p> <p>(3) 業務量 最大で1日200件を想定</p>

相談センターイメージ図



令和2年11月16日から発熱等受診相談センター(旧帰国者・接触者相談センター)を開設

〈新規〉感染症対策調整監の設置

健康福祉部生活衛生課
電話:453-6118

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,600	0	0	0	3,600

※(生活衛生費)人件費 付属機関の委員等 (新規)感染症対策調整監報酬3,600千円

目的	新たに感染症対策調整監を設置し、感染症専門家の監修を得ることで、本市の感染症対策を強化する。
背景	新型コロナウイルス感染症は、効果的な治療薬がないことから中長期的な対応が求められており、専門的な見識のもと、迅速かつ的確な感染症対策を継続する必要がある。
事業内容	<p>感染症対策調整監報酬 3,600千円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱 医監(非常勤医師) 2 委嘱日 令和3年4月1日 3 事務取扱 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策調整監 (2) 感染症情報センター(保健環境研究所内)センター長 4 事務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各部局における感染症対策業務への助言 (2) 医療調整本部の運営に関する助言 (3) 市保健所の検査業務に関する感染防止対策 (4) 感染症情報センターの情報発信に関する助言 (5) 感染症対策に関する啓発やメディア対応 (6) 浜松医療調整・支援チームの統括感染症コーディネーター (7) 市災害対策本部会議への出席 等
体制	
平時	
健康危機管理 発生時	

感染症対策事業

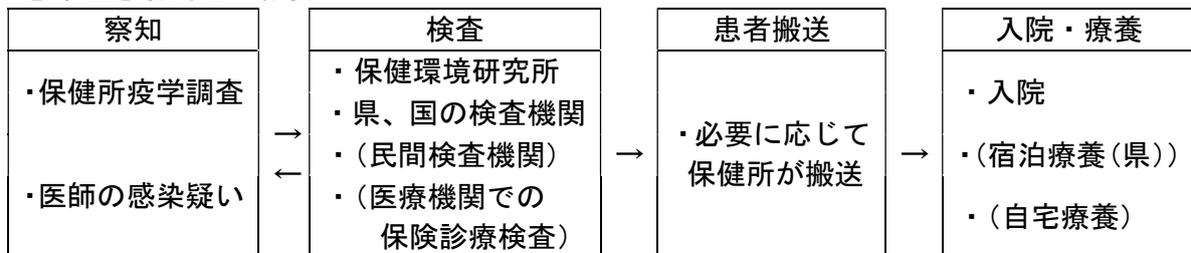
健康福祉部生活衛生課
電話:453-6118

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	118,286	67,607	0	20	50,659

目的	感染症法に規定する感染症の発生予防及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月の「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行により、感染症法の指定感染症に指定された。 ・令和3年1月7日に同政令が改正され、指定の期間（令和3年1月31日まで）が1年間延長された。
事業内容	<p>1 新型コロナウイルス感染症 112,032千円</p> <p>(1) 感染症発生動向調査事業 75,159千円</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる検査委託料 保健環境研究所の検査可能数(144件/日)超過分の民間検査機関への検査委託 見込件数:1,200件/年</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症にかかる検査自己負担額公費負担 医療機関で検査を受けた場合の検査費用にかかる保険診療自己負担額を公費で負担 見込件数:14,000件/年</p> <p>(2) 感染症予防事業 1,876千円</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症患者の搬送業務</p> <p>イ 搬送車両及び旅費の確保</p> <p>(3) 感染症患者入院医療費の公費負担 34,997千円</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症患者入院医療費 見込件数:425件</p> <p>2 その他感染症 6,254千円</p>

感染症患者対応(概要)



※ () 内は新型コロナウイルス感染症に限る。